

車 両 の 要 件

対象者		所有者	運転者
身体障害者手帳所持者	18歳以上	本人	本人または生計を一にする者
	18歳未満	生計を一にする者	生計を一にする者
戦傷病者手帳所持者		本人	本人または生計を一にする者
療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者		本人または生計を一にする者	本人または生計を一にする者

※所有者は4月1日時点で判断します。以後に所有者を変更しても、減免対象外の可能性がありますのでご注意ください。

障がいをお持ちの方のみで構成される世帯の方の場合は、
運転者欄の「生計を一にする者」を「常時介護する者」と読み替えてご確認ください。

減免の対象となる障害の範囲

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
		身体障害者本人が運転	生計を一にする者 常時介護する者
視 覚 障 害	身体障害者	1級～4級	1級～4級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴 覚 障 害	身体障害者	2級・3級	2級・3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平衡機能障害	身体障害者	3級	3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害	身体障害者	3級（喉頭摘出者のみ）	
	戦傷病者	特別項症～第2項症 （喉頭摘出者のみ）	
上肢不自由	身体障害者	1級・2級	1級・2級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
下肢不自由	身体障害者	1級～6級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
体幹不自由	身体障害者	1級～3級・5級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	1級・2級
	移動機能	身体障害者	1級～3級
心臓 呼吸器 じん臓 ぼうこう 直腸 小腸	機能障害	身体障害者	1級・3級
		戦傷病者	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	身体障害者	1級～3級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
知的障害	その障害の程度が「最重度」、「重度」の方 （療育手帳に記載された障害の程度が「A1」または「A2」の方）		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方		